

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せ業務について (概要)

平成22年4月23日
日本年金機構記録問題対策部

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現在のコンピュータ記録に関しては、その一部について、紙台帳やマイクロフィルムの記録と一致しない事例が指摘されている。これまで国民年金特殊台帳等について、コンピュータ記録と紙台帳等との突合せを行い、必要な記録訂正を進めてきたが、平成22年度より平成25年度までの4年間で全件照合することを目標に、突合せ業務を実施し、記録の正確性を確保していく。

(2) 実施方法

- ・電子画像化した紙台帳等について基礎年金番号等をキーとして検索・閲覧できる「紙台帳検索システム」を構築し、当該システムを活用して実施する。
- ・コンピュータ記録と紙台帳等の記載内容の一致・不一致を確認する「第1次審査」、不一致のものについて訂正履歴や関係資料を踏まえて当該不一致に理由があるかを確認する「第2次審査」の工程で行う。

※大量の記録を効率的かつ正確に突合せするため、

- ①作業工程を細分化し、一人の作業スタッフの作業範囲を限定する。
- ②分かりやすいマニュアル、丁寧な研修等を行う。

(3) 実施体制

- ・全国29箇所突合せを行う拠点を設置し、当該拠点において実施する。
- ・突合せ作業（審査）は、業務委託により実施し、当該作業に関する指導及び審査結果の確認は、日本年金機構職員が実施する。

※要員数 第一次審査・第二次審査：約17000名 ー業務委託
審査管理・記録訂正：約 700名 ー機構職員
計 約18000名

(※具体的な体制について、[別紙1](#)参照。)

(4) 実施スケジュール

- ・紙台帳検索システムの構築状況にもよるが、現段階では、平成22年9月から開始する予定で準備を進めている。
- ・まずは東京の1拠点で先行して実施し、必要な改善を行った上で、後続拠点を事業を開始する予定。

(5) 作業対象

- ・突合せは、①受給者・加入者に係る記録のほか、②未統合記録（いわゆる5000万件の記録）を対象とする。
- ・古い記録を持つ受給者等から優先順位を付けて突合せを実施する。なお、事業を実施する中で実績を検証し、必要に応じて見直す。

(6) 不一致事案への対応

- ・委託業者の審査（第一次審査・第二次審査）の結果、コンピュータ記録と紙台帳等の記載が一致せず、その理由も不明のもの（＝「不一致」のもの）については、ご本人にお知らせを送付し、記録訂正を求める回答があった場合には、記録訂正を行う。

2. 進捗状況

- ・紙台帳検索システムについて、紙台帳等を電子画像化し、コンピュータ記録に紐付ける作業を実施する等、その構築を進めている。

(※紐付処理の状況について、[別紙2](#)参照。)

- ・突合せ作業（審査）の業務委託について、4月5日に調達を官報公告。（5月下旬入札・業者決定予定）

※今後のスケジュールについて、[別紙3](#)参照。

突合せを実施する拠点の場所・規模

設置場所	規模(人) (平成23年1月時点)
北海道	約800人
宮城①	約700人
宮城②	約700人
東京①	約1200人
東京②	約1100人
神奈川	約1100人
千葉	約800人
埼玉	約1200人
茨城	約400人
新潟	約300人
栃木	約300人
長野	約300人
静岡	約500人
愛知①	約900人
愛知②	約500人

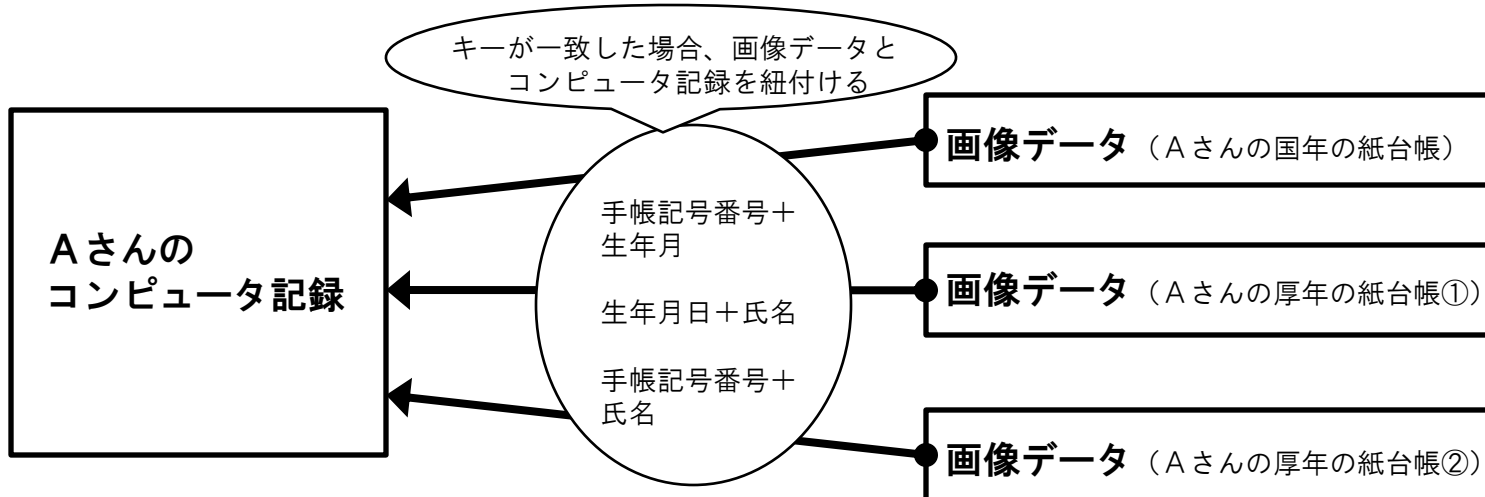
設置場所	規模(人) (平成23年1月時点)
石川	約300人
大阪①	約800人
大阪②	約700人
兵庫	約800人
京都	約600人
岡山	約300人
広島	約700人
香川	約300人
愛媛	約300人
福岡	約700人
長崎	約300人
熊本	約300人
大分	約300人
鹿児島	約400人

計	29拠点	約17,700人
---	-------------	-----------------

※規模は、日本年金機構職員と外部委託事業者の要員の合計

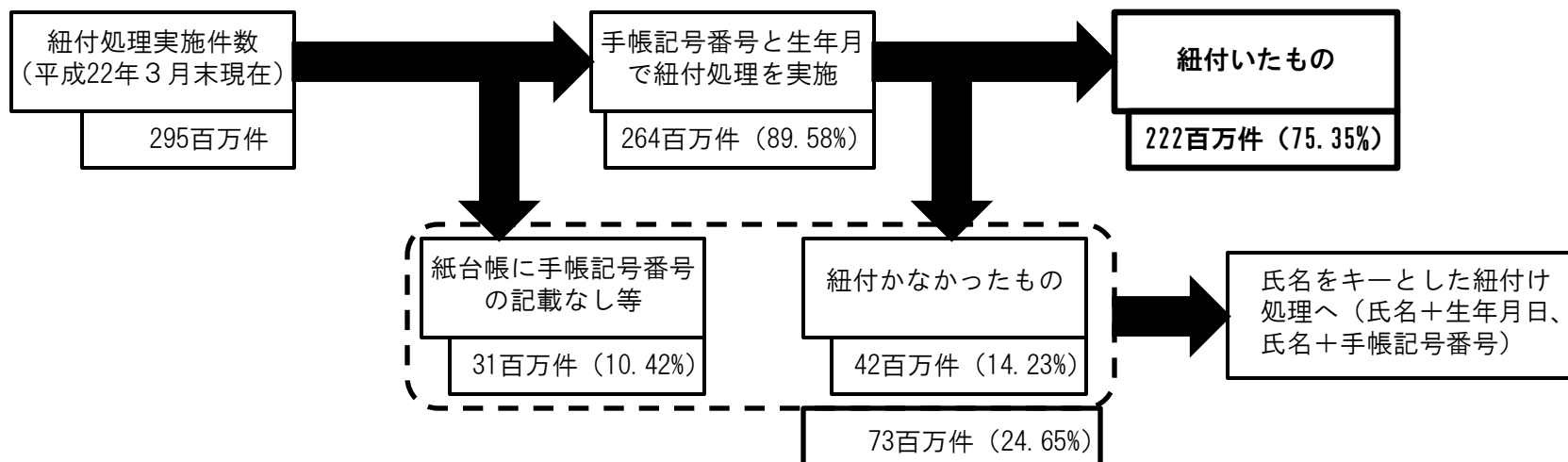
【紐付処理】

突合せ作業を効率的に行うため、手帳記号番号、生年月日、氏名をキーとして、紙台帳等の画像データを個々人のコンピュータ記録に紐付け

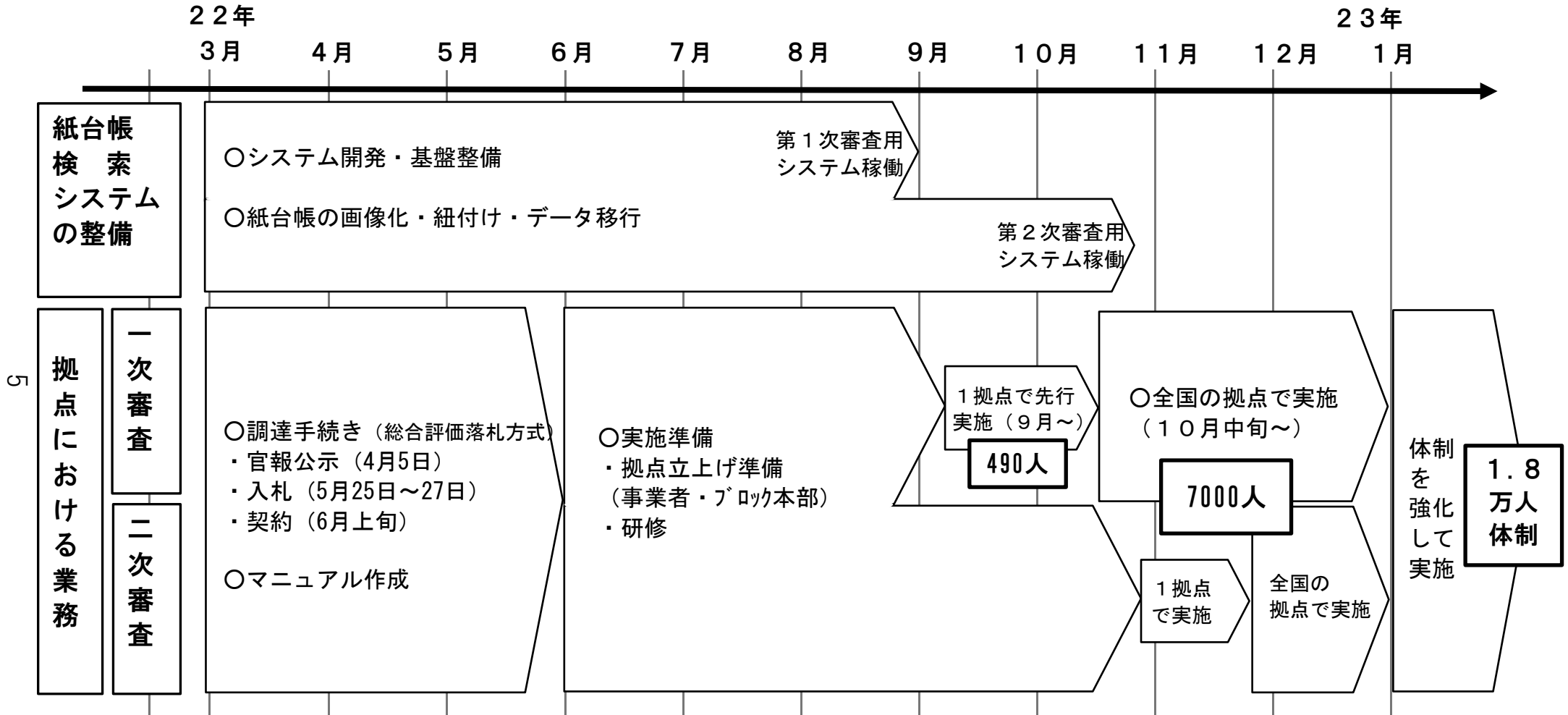


※最終的にコンピュータ記録に紐付かない紙台帳等の画像データについても、紙台帳検索システムにおいて、手帳記号番号や氏名等をキーとして検索・閲覧が可能。

【紐付処理の状況（平成22年3月末現在）】



コンピュータ記録と紙台帳等の突合せ（スケジュール）



市町村から移管等された国民年金被保険者名簿について

1. 概要

- ・全国の市町村が保管していた国民年金被保険者名簿（以下「国年名簿」という。）については、紙台帳検索システムの構築のため、平成21年9月以降、市区町村から旧社会保険庁に順次移管を行ってきた。
- ・移管された国年名簿については、画像化業者において、順次、電子画像化の作業を行ってきたが、この間、これらの国年名簿について社会保険事務所等から照会があった場合には、画像化業者に依頼し、索出する対応を行ってきた（平成22年1月までに約8万4千件回答し、うち1万3千件について「名簿無」と回答）。
- ・今般、国年名簿等の電子画像化が進んだことを踏まえ、電子画像データを活用して改めて平成21年9月以降照会があった事案について、検索を行ってみたところ、「名簿無」として回答したもののなかで、該当する国年名簿が発見されるものがあった。

（参考）

サンプル的に調査したところ、名簿無と回答した506件のうち、60件について国年名簿が発見された。なお、このうちこれまでにコンピュータ記録と突合せを行い精査ができた38件について分析したところ、記録訂正を要するケースはなかったところ。

【このようなことが生じた背景】

- ①従来の作業が、電子画像化のために全国の市町村から膨大な量の紙台帳が移管されたばかりの段階で実施されたため、手作業での引抜き以外に方法がなく、作業に一定の限界があったこと。
- ②電子画像化作業が進展したことに伴い、コンピュータによる検索が可能となるなど、索出の能力・効率性が向上したこと。

2. 対応

- ・発見された国年名簿（電子画像データ）について、照会元の年金事務所等に順次提供する。
- ・仮に、名簿が発見されたことによりお客様への対応が必要となるケース（記録照会回答票の再送付等）が生じれば、お客様に連絡をとり、丁寧に対応することなど、対応方針を機構本部から年金事務所等に対し指示する。